

ウェブ会議用端末及び通信サービス使用契約書  
(案)

沖縄県企業局

## 役務契約書(案)

1 件 名 ウェブ会議用端末及び通信サービス使用契約

2 使用期間 令和2年10月1日から令和4年9月30日まで

3 契約金額 金 円

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金 円)

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税の税率に変動がある場合、甲乙協議のうえこれを改定する。

4 契約保証金 金 円

(沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は、免除する。)

上記について、沖縄県公営企業管理者 企業局長 棚原憲実(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)は、次の条項によって契約を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県公営企業管理者  
企業局長 棚原 憲実

乙

(総則)

第1条 甲及び乙は、本契約書及び別紙「ウェブ会議用端末及び通信サービス使用契約仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、次の条項により契約を締結する。

(契約内容)

第2条 端末及び端末付属品(以下「端末等」という。)の納入、通信サービスの提供等については、次の各号のとおりとする。

- (1) 端末等の仕様、数量等については仕様書のとおりとする。
- (2) 通信サービスの仕様等については仕様書のとおりとする。
- (3) 納入場所については、沖縄県庁12階企業局総務企画課とする。
- (4) 納入期限については、令和2年9月30日までとする。

(納入完了検査等)

第3条 乙は、端末等の納入を行ったときは、速やかに、納入報告書により、甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに検査を行い、検査に合格したときはその旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了後に、第2項の規定を適用する。
- 4 第2項の規定により検査に合格したときをもって納入の完了とみなすものとする。

(契約期間)

第4条 使用契約期間は、令和2年10月1日から令和4年9月30日までとする。

(契約金額)

第5条 甲は、本契約による役務の提供の対価として 円(うち消費税額 円)を乙に支払うものとする。内訳については、次のとおりとする。

令和2年10月分～令和4年9月分：月額 円×24ヶ月

(注)「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので契約金額に10/110を乗じて得た額である。

年度別支払内訳

令和2年度：令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
金 円(うち消費税額 金 円)
令和3年度：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
金 円(うち消費税額 金 円)
令和4年度：令和4年4月1日から令和4年9月30日まで
金 円(内消費税額 金 円)

(契約金額の請求及び支払)

第6条 乙は、役務提供後、前条に規定する月額をその月の翌月に、甲に対し書面により請求するものとする。

- 2 甲は、適法な支払請求書を受理してから30日以内に乙に支払うものとする。
- 3 乙は、甲の責に帰すべき事由により料金の支払いが遅延した場合には、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年

法律第 256 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、政府の支払遅延に対する遅延利息の率(以下「遅延利息率」という。)により計算した額の損害金の支払を甲に請求することができる。

- 4 本契約が月の途中で解除された場合におけるその月の契約金額は、次の算式により得た額とする。

$$\text{前条に規定する月額} \times \frac{\text{契約が解除されるまでのその月の日数}}{\text{その月の日数}}$$

(契約保証金)

第 7 条 契約保証金は、沖縄県財務規則第 101 条第 1 項の規定に基づき、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上を県に納付するものとする。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号に該当する場合は、免除する。

(善管注意義務)

第 8 条 甲は、端末等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(端末等の保証)

第 9 条 乙は、本契約期間中に端末等の故障又は障害等(以下「障害等」という。)が発生した場合には、これの交換・修理等を行うものとする。

- 2 乙は、障害等により端末等が全く使用できない場合、甲の依頼により、依頼を受けてから 7 日以内に、代替機の提供を行うものとする。
- 3 乙は、本条の規定により生じることとなる直接費用及びこれに付随する費用等を全額負担するものとする。ただし、甲の故意または過失により発生した事由については、この限りでない。

(保険)

第 10 条 乙は、端末等に対し、契約期間と同期間を保険期間とする動産総合保険を付保するか、これと同様のサービス等を提供するものとする。

- 2 前条第 3 項ただし書の場合において、乙は、前項に規定する動産総合保険にて補填された額については、甲へ請求しないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 11 条 乙は、本契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託の制限)

第 12 条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、事前に再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

い。

ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負させた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

#### (立入及び秘密保持)

- 第13条 乙は、端末等の納入又は交換・修理等のために端末等の設置された場所に立ち入ることができる。この場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。
- 2 乙又は乙の指示に基づいて納入、交換・修理等の業務に従事するものは、その職務上知り得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。
  - 3 前項の規定に拘わらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。
    - (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。
    - (2) 既に保有しているもの。
    - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
    - (4) 書面により開示を承諾されたもの。
  - 4 乙は、業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
  - 5 本条の規定は本契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

#### (取得した個人情報の管理)

- 第14条 乙は、業務を実施した際に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む））については、善良な管理者の注意をもって管理し、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- 2 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対して必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

#### (履行期限の延長)

- 第15条 乙は、その責に帰すことのできない事由により履行期間内に履行を完了することができないときは、あらかじめその理由を明示した書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 甲は、乙の帰すべき事由により履行期間内に履行を完了することができない場合においては、沖縄県財務規則第109条に基づき、未済部分の契約金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の損害金の支払を乙に請求することができる。
  - 3 甲は、前項の損害金については、契約金額から控除し、その額が契約金額を超えるときはその超える額の支払を乙に請求することができる。

#### (契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、契約期間内に履行が完了しないと明らかに認められるとき。
  - (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
  - (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
  - (4) 本契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。
  - (5) 前5号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項に基づき本契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、本契約による業務を行うにあたって、故意若しくは重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(端末等の返還)

第18条 乙は、本契約の終了による端末等の回収の際には、端末等の初期化、データ消去等を行うものとする。

- 2 本契約の終了による端末等の回収に要する費用は乙の負担とする。

(履行不能の場合の処理)

第19条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責に帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、契約金額の支払いを免れるものとする。

(契約の費用)

第20条 本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(暴力団等の排除)

第21条 甲は、次項第1号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第2条1号に規定する暴力団
- (2) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第2条2号に規定する暴力団員

- 2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

- 3 乙は、本契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(労働関係法令の遵守)

第22条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う解除)

第23条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があったときは、甲は、本契約を変更又は解除することができるものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第25条 本契約書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲乙双方が信義誠実の原則に従い、協議して定めるものとする。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による業務を行うにあたっては、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

#### (適正管理)

第3 乙は、本契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

#### (収集の制限)

第5 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外、利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、本契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

#### (業務従事者への周知)

第8 乙は、本契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

#### (再委託の禁止)

第9 乙は、本契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、本契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、本契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、本契約による業務を行うにあたり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告を行うものとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。